

雇用の維持を図る事業主を支援します

# 雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練又は出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。

なお、自然災害又は事故により事業所の施設又は設備に直接的な被害を受けたことによる事業活動の停止又は縮小については助成の対象となりませんが、自然災害の発生を含む様々な事情に伴って生じた、

- ① 需要の減少又は風評被害による販売又は集客の困難
- ② 交通の途絶による、製品や原材料などの運送、従業員の通勤などの生産及び販売環境の悪化
- ③ 電気、水道及びガス等の供給や通信の途絶又は困難による生産及び販売環境の悪化
- ④ 崩壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難

等の経済的な取引関係の悪化・困難等自体は、「経済上の理由」に該当します。

## 主な受給要件

受給するためには、次の要件のいずれも満たすことが必要です。

- (1) 雇用保険の適用事業主であること。
- (2) 売上高又は生産量などの事業活動を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて10%以上減少していること。
- (3) 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上、大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上増加していないこと。
- (4) 実施する雇用調整が一定の基準を満たすものであること。
  - 〔1〕 休業の場合  
労使間の協定により、所定労働日の全1日にわたって実施されるものであること。  
(事業所の従業員（被保険者）全員について一斉に1時間以上実施されるものでも可)
  - 〔2〕 教育訓練の場合  
〔1〕と同様の基準のほか、教育訓練の内容が、職業に関する知識・技能・技術の習得や向上を目的とするものであり、当該受講日において業務（本助成金の対象となる教育訓練を除く）に就かないものであること。
  - 〔3〕 出向の場合  
対象期間内に開始され、3か月以上1年以内に出向元事業所に復帰するものであること。
- (5) 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること。

このほかにも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件がありますので、詳しくは佐賀労働局職業安定部職業対策課雇用開発係にお問い合わせください。

## 受給手続き

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めて計画届を提出する際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐり、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出してください。  
(最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。)
- 支給申請期間は、判定基礎期間終了後2か月以内です。

## 受給額

休業を実施した場合は、事業主が支払った休業手当負担額に、教育訓練を実施した場合は、賃金負担額の相当額に、次の(1)の助成率を乗じた額です。

ただし教育訓練を行った場合は、これに(2)の額が加算されます。

(受給額の計算に当たっては、1人1日あたり8,335円を上限とするなど、いくつかの基準があります。)

休業・教育訓練の場合、その初日から1年の間に最大100日分、3年の間に最大150日分受給できます。出向の場合、最長1年の出向期間中受給できます。

助成内容と受給できる金額	中小企業	大企業
(1) 休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※ 対象労働者1人あたり8,335円が上限です。 (令和元年8月1日現在)	2/3	1/2
(2) 教育訓練を実施したときの加算(額)	(1人1日当たり) 1,200円	

## 問合せ先

労働局	所在地	電話番号
千葉労働局 職業安定部 職業対策課 事業所給付係	〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎4階	043-221-4393